

山監第N3104-10号

平成26年(2014年)3月4日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白川英夫

山陽小野田市監査委員 小野泰

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成25年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(健康福祉部関係)

1　日の出保育園

[問題点　行政財産管理について]

行政財産目的外使用申請に基づく使用料の算定に誤りがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

行政財産目的外使用料の算定に当たっては、関係法令等を遵守するとともに算定基礎を明確にした上で使用料を算出し、適切な事務処理に努めます。なお、超過納入をされた使用料については、返還いたします。